

石川県公報

平成 29 年 3 月 31 日 (金曜日)

号 外

(第 28 号)

目 次

規 則	議 会
○政治倫理の確立のための石川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (秘書課) 1	○石川県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程 1

規 則

政治倫理の確立のための石川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十一号

政治倫理の確立のための石川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための石川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年石川県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「係る」の下に「利子所得及び」を加え、「株式等の譲渡」を「一般株式等の譲渡」に、「並びに」を「同法第三十七条の十一に規定する上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得並びに」に改める。

別記様式第三号中

分離課税	土地等の事業・雑所得		を
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・雑所得		

分離課税	土地等の事業・雑所得		に改める。
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

議 会

石川県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

石川県議会議員 米 澤 賢 司

石川県議会規程第二号

石川県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

石川県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年石川県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「係る」の下に「利子所得及び」を加え、「株式等の譲渡」を「一般株式等の譲渡」に、「並びに」を「同法第三十七条の十一に規定する上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得並びに」に改める。

別記様式第三号中

分離課税	土地等の事業・雑所得			を
	短期譲渡所得			
	長期譲渡所得			
	株式等の事業・譲渡・雑所得			
	上場株式等の配当所得			
	先物取引の事業・譲渡・雑所得			

分離課税	土地等の事業・雑所得			に改める。
	短期譲渡所得			
	長期譲渡所得			
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得			
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得			
	上場株式等の利子・配当所得			
	先物取引の事業・譲渡・雑所得			

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。